３．「為替取引に係る資金の受入方法」は、資金の受入方法（口座振込等）及び分割入金の可否を記載し、為替取引に係る指図の受付から資金を受け入れるまでの処理についても記載すること。

４．「業務受託者等への送金情報の伝達方法」は、送金情報の伝達方法（送金システムへの入力等）を記載すること。

５．「為替取引に係る資金の払出方法」は、資金の払出方法（口座振込等）を記載すること。

６．資金移動の形態が複数存在する場合には、資金移動業の名称ごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載すること。

７．「為替取引に係る業務の提供方法」に記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

⑹　資金移動の概要図